

新居浜市大島即売所兼案内所における売店運営事業者募集要項の修正

新旧対照表

ページ	項目	新（令和8年7月2日修正）	旧（令和8年6月19日公表）	備考
7	15 運営候補事業者の決定等	<p>(1) 決定方法</p> <p>提出された応募申込書等の審査を行い、必要な資格及び募集要項に定める全ての条件を満たしている者を選定対象とし、運営事業者の選定は、新居浜市大島即売所兼案内所売店運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行います。</p> <p>なお、選定委員会は、経済部長、経済部総括次長、農業委員会事務局長、総合政策課長、農林水産課長及び大島連合自治会長をもって組織します。選定委員会での審査結果（選定委員会の会議録、各委員の採点表等）は非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。</p>	<p>(1) 決定方法</p> <p>提出された応募申込書等の審査を行い、必要な資格及び募集要項に定める全ての条件を満たしている者を選定対象とし、運営事業者の選定は、新居浜市大島即売所兼案内所売店運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行います。</p> <p>なお、選定委員会は、経済部長、経済部総括次長、農業委員会事務局長、総合政策課長、農林水産課長_____をもって組織します。選定委員会での審査結果（選定委員会の会議録、各委員の採点表等）は非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。</p>	